調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">基準電圧電流発生器<br>ＪＴＳ－Ｑ１６４－（　）</td><td colspan="2">ＧＳ－Ｃ３７４９９３Ｃ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　　成</td><td>平成　１６年１１月１６日</td></tr>
<tr><td>変　　　更</td><td>平成　２１年１２月　３日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　通信電子部</td></tr>
</table>

# 1　総則

## 1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊等において使用する基準電圧電流発生器ＪＴＳ－Ｑ１６４－（　）（以下，“本器”という。）について規定する。

## 1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１（以下，“**一般共仕**”という。）による。

## 1.3　種類

種類は，**表 1** によるものとし，種類の指定は，調達要領指定書による。

**表 1－種類**

| 種類 | 品　　名 |
|---|---|
| 1 | 基準電圧電流発生器ＪＴＳ－Ｑ１６４ |
| 2 | 基準電圧電流発生器ＪＴＳ－Ｑ１６４－Ｂ |

## 1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１　陸上自衛隊電子機器共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

# 2　製品に関する要求

## 2.1　一般的事項

本器は，努めて一般市販品を適用する。

## 2.2　部品・材料・加工方法

部品，材料及び加工方法は，原則としてＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１（以下，“**電子共仕**”という。）の 2.1 による。

## 2.3　機能・性能

機能及び性能は，次による。

a)　直流電圧

1)　出力範囲　0 V～1 000 V 以上

2)　最小分解能　1 uV 以下（0 V～300 mV）

3)　基本確度　50 ppm 以下（0 V～3 mV）

b)　交流電圧

1) 出力範囲　1 mV～1 000 V 以上

2) 最小分解能　1 uV 以下（1 mV～30 mV）

3) 周波数範囲　10 Hz～100 kHz 以上（1 mV～30 mV）

4) 基本確度　0.03 %以下（0.3 V～3 V，45 Hz～10 kHz において）

c) 直流電流

1) 出力範囲　0 A～11 A 以上

2) 最小分解能　10 nA 以下（0 V～300 mV）

3) 基本確度　0.02 %以下（0 V～3 mV）

d) 交流電流

1) 出力範囲　30 uA～11 A 以上

2) 最小分解能　10 nA 以下（0.03 mA～0.3 mA）

3) 周波数範囲　10 Hz～2 kHz 以上（0.03 mA～0.3 mA）

4) 基本確度　0.1 %以下（3 mA～30 mA，45 Hz～1 kHz において）

e) 抵抗

1) 出力範囲　0 Ω～10 MΩ以上

2) 最小分解能　0.01 Ω以下（3 Ω～100 Ω）

3) 基本確度　0.01 %以下（3 Ω～100 Ω）

f) オシロスコープ校正（種類２のみ。）

1) 直流電圧　0 V～＋6.6 V（50 Ω），0 V～＋130 V（1 MΩ）

2) 交流電圧（矩形波）　1 mV～＋6.6 Vp-p （50 Ω）　1 mV～＋130 Vp-p （1 MΩ）

3) レベルド・サイン　50 kHz～600 MHz

4) タイム・マーカー　5 s～2 ns　スパイク波，矩形波，20 %パルス波，サイン波

5) 波形発生器　1.8 mV～55 Vp-p（1 MΩ）　1.8 mV～2.2 Vp-p（50 Ω）
10 Hz～100 kHz　矩形波，サイン波，三角波

6) パルス発生器　振幅 10 mV～2.5 V，幅 4 ns～500 ns，周期 20 ms～150 ns

7) 入力インピーダンス測定　50 Ω，1 MΩ，5 pF～50 pF

8) 過負荷測定　5 V～9 V（DC 又は AC 矩形波），5 秒～60 秒

### 2.4 製品の表示

製品の表示は，原則として**一般共仕**の 2.3 及び**電子共仕**の 2.5 による。ただし，銘板の品名を変更する場合は，調達要領指定書による。

## 3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は，商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は，**一般共仕**の 4.2.3 によるものとし，個装及び内装の表示は，識別可能な商慣習による。

## 5　その他の指示

### 5.1　附属品

附属品は，**表 2** によるものとし，市販品の場合は，標準添付品を含むものとする。

**表 2－附属品**

| 番号 | 品　　　名 | 数量 | 備　　　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 取扱説明書 | 1 | 日本語版 |
| 2 | 試験成績書 | 1 | 市販品の場合は，品質保証書で代用できる。 |

### 5.2　承認用図面

承認用図面は，**電子共仕**の箇条 4 による。ただし，市販品の場合は，提出を省略することができる。

### 5.3　取扱説明書

取扱説明書は，**電子共仕**の 5.1 a)による。

### 5.4　試験成績書

試験成績書は，**電子共仕**の箇条 7 による。

### 5.5　納入書類

納入書類は，**電子共仕**の**表 1** 番号 1 a)によるものとし，数量は，調達要領指定書による。

### 5.6　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，**一般共仕**の 8.3 による。